発議案第一号

町立診療施設等の財政措置の強化に関する意見書提出について

町立診療施設等の財政措置の強化に関し、別紙のとおり大蔵大臣、厚生大臣、自治大臣に意見書を提出する。

昭和四十八年六月二十五日

提出者　三朝町議会議員　大丸敦

賛成者　三朝町議会議員　鈴木昭夫
同右　同右　矢田秀雄
同右　同右　石山利男
同右　同右　鵜見孜

昭和四十八年六月廿五日　原案可決

三朝町議会議長　牧田禎

町立診療施設等の財政措置の強化に関する意見書

最近における国保診療施設をはじめ町立診療所の経営は極度に悪化しています。

その最大の原因は、勤務医師の確保難に加えて、国の財政措置が適正でないことが大きな起因となつています。

われわれ末端自治体は、なし得る努力の限りをつくしてきたが、も早やその局限に達しました。よつて、政府におかれては、地域医療を守るため医師、医療機関の過密過疎を解消し、その適正配置を行なうとともに国保診療施設等町立診療所の医療水準の向上充実と経営の安定を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望いたします。

一、国保診療施設等町立診療所の累積赤字額を解消するとともに、今後の経営安定を図るため国は特別立法により強力な財政措置を講ずること。

一、過疎地域等医療稀薄地域の国保診療施設等町立診療所の医師の欠員に対し、国は特別立法により医師派遣制度を確立すること。

一、国は、親元病院を中心とする広域医療圏を年次計画により設定し、強力な財政援

助の措置を講ずること。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和四十八年六月二十五日

鳥取県東伯郡三朝町議会